

官報

號外

昭和二十一年十二月二十六日

○第九十一回 帝國議會 衆議院議事速記錄第十八號

昭和二十一年十二月二十五日(水曜日)

午後一時五十分開會

議事日程 第十七號

昭和二十一年十二月二十五日

午後一時開議

第一 參議院議員選舉法案(政府提出、貴族院送付)

第二 住宅復興促進法案(山口喜久一郎君外九名提出)

請願

第一 (特別報告第一號)北海道ニ於ケル御料地移管促進並拂下ニ關スル請願 (委員長報告)

第二 (特別報告第二號)採擇セラタル請願實施ノ爲常置委員會ニ關スル請願 (委員長報告)

第三 (特別報告第三號)小國川及川改修工事國營施行ニ關スル請願 (委員長報告)

第四 (特別報告第四號)小國川及鮭川改修工事國營施行ニ關スル請願 (委員長報告)

第五 (特別報告第五號)名古屋、敦賀間道路改修工事促進ノ請願 (委員長報告)

第六 (特別報告第六號)伊東、下田間道路改修ニ關スル請願 (委員長報告)

第七 (特別報告第七號)右左府、

清水間道路開鑿ニ關スル請願 (委員長報告)

第八 (特別報告第八號)舞臺市ニ於ケル強制疎開家屋返還ノ請願 (委員長報告)

第九 (特別報告第九號)紋別港濱張並附帶施設施工ニ關スル請願 (委員長報告)

第十 (特別報告第一〇號)清水町ノ甜菜製糖工場復活ノ請願 (委員長報告)

第十一 (特別報告第一一號)舊淺間演習場用地拂下ノ請願 (委員長報告)

第十二 (特別報告第一二號)京都府下私立中等學校教職員待遇改善費國庫補助ノ請願 (委員長報告)

第十三 (特別報告第一三號)下田町ニ中蹟及天然記念物調査ニ關スル請願 (委員長報告)

第十四 (特別報告第一四號)北海道ニ於ケル帝國大學演習林一部開放ノ請願 (委員長報告)

第十五 (特別報告第一五號)大雪山公園諸施設充實ニ關スル請願 (委員長報告)

第十六 (特別報告第一六號)若柳町ニ區裁判所設置ノ請願 (委員長報告)

第十七 (特別報告第一七號)旭川

市ニ簡易保險支局設置ノ請願 (委員長報告)

第十八 (特別報告第一八號)荒土郵便局ニ集配事務開始ノ請願 (委員長報告)

第十九 (特別報告第一九號)郡山村東俣ニ無集配特定郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第二十 (特別報告第二〇號)山形縣最上郡下ニ於ケル石油資源開發促進ノ請願 (委員長報告)

第二十一 (特別報告第二一號)山形縣最上郡下ニ於ケル原野開發ニ關スル請願 (委員長報告)

第二十二 (特別報告第二二號)主食運配是正ニ關スル請願 (委員長報告)

第二十三 (特別報告第二三號)家畜飼養獎勵ニ關スル請願 (委員長報告)

第二十四 (特別報告第二四號)長崎縣ニ高等水産教育機關設置ノ請願 (委員長報告)

第二十五 (特別報告第二五號)飼料用雜草増殖ニ關スル請願 (委員長報告)

第二十六 (特別報告第二六號)配給制度ノ合理化ニ關スル請願 (委員長報告)

第二十七 (特別報告第二七號)瀨見、羽前町兩町間ニ停車場設置ノ請願 (委員長報告)

第二十八 (特別報告第二八號)下伊集院村寺脇ニ停車場設置ノ請願 (委員長報告)

第二十九 (特別報告第二九號)北山線運輸開始ノ請願 (委員長報告)

第三十 (特別報告第三〇號)西出水驛ニ貨物取扱開始ノ請願 (委員長報告)

第三十一 (特別報告第三一號)漁獲物出荷輸送ニ關スル請願 (委員長報告)

第三十二 (特別報告第三二號)江迎、白ノ浦間鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)

第三十三 (特別報告第三三號)新庄、清水間鐵道敷設促進ノ請願 (委員長報告)

第三十四 (特別報告第三四號)小濱、殿田間鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)

第三十五 (特別報告第三五號)伊東、下田間鐵道速成ノ請願 (委員長報告)

第三十六 (特別報告第三六號)唐津、呼子間鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)

第三十七 (特別報告第三七號)吉前、瀧ノ上間鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)

第三十八 (特別報告第三八號)田中、茅野間省營自動車運輸開始ノ請願 (委員長報告)

第三十九 (特別報告第三九號)白鳥、大野間省營自動車運輸開始ノ請願 (委員長報告)

第四十 (特別報告第四〇號)富良野、下金山間省營自動車運輸開始ノ請願 (委員長報告)

第四十一 (特別報告第四一號)旭川、蘆別間及旭川、上雨紛間省營自動車運輸開始ノ請願 (委員長報告)

第四十二 (特別報告第四二號)別川、瀧川間省營自動車運輸開始ノ請願 (委員長報告)

第四十三 (特別報告第四三號)福山港ヲ指定港灣ニ編入ソノ他ニ關スル請願 (委員長報告)

第四十四 (特別報告第四四號)下田港擴張計畫樹立ニ關スル請願 (委員長報告)

第四十五 (特別報告第四五號)小名濱港ノ修築並災害防止工事施行ニ關スル請願 (委員長報告)

第四十六 (特別報告第四六號)官廳事務ノ簡素化ニ關スル請願 (委員長報告)

第四十七 (特別報告第四七號)統制紅土(再檢討)ニ關スル請願 (委員長報告)

第四十八 (特別報告第四八號)請負業者ノ暴利取締ニ關スル請願 (委員長報告)

第四十九 (特別報告第四九號)市街地及宅地ノ國家管理ニ關スル請願 (委員長報告)

第五十 (特別報告第五〇號)戰災ニヨル住宅復興促進ノ請願 (委員長報告)

第五十一 (特別報告第五一號)砂川町、新十津川村間ノ石狩川ニ橋梁架設ノ請願 (委員長報告)

第五十二 (特別報告第五二號)宇和、三島間道路開鑿ノ請願 (委員長報告)

第五十三 (特別報告第五三號)岩

瀨川發電所建設ニ伴フ水利權付與ノ請願 (委員長報告)

第五十四 (特別報告第五十四號) 交通標識ノ統一ニ關スル請願 (委員長報告)

第五十五 (特別報告第五十五號) 邊境ニ際シテ防犯強化ノ請願 (委員長報告)

第五十六 (特別報告第五十六號) 北海道ノ國家防務計畫博立ニ關ヘル請願 (委員長報告)

第五十七 (特別報告第五十七號) ショロ放送ノ民主化ニ關スル請願 (委員長報告)

第五十八 (特別報告第五十八號) 災ニヨル電話復舊促進ノ請願 (委員長報告)

第五十九 (特別報告第五十九號) 別郵便局ニ集配電電信務事務開始ノ請願 (委員長報告)

第六十 (特別報告第六十號) 赤澤村農業倉庫前(高田驛前)ニ無集配郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第六十一 (特別報告第六十一號) 木刑務支所内請願改善ノ請願 (委員長報告)

第六十二 (特別報告第六十二號) 中村長八ノ事蹟ヲ國定教科書ニ載録ノ請願 (委員長報告)

第六十三 (特別報告第六十三號) 及暨野教育刷新ニ關スル請願 (委員長報告)

第六十四 (特別報告第六十四號) 乾海苔ニ對スル物品保護廢止ノ請願 (委員長報告)

第六十五 (特別報告第六十五號) 國民課稅削減ノ請願 (委員長報告)

第六十六 (特別報告第六十六號) 印章ニ對スル課稅撤廢ノ請願 (委員長報告)

第六十七 (特別報告第六十七號) 職災者並強制調停者ニ對スル不動產取得權免除ノ請願外一件 (委員長報告)

第六十八 (特別報告第六十八號) 浮浪者救済ニ關スル請願 (委員長報告)

第六十九 (特別報告第六十九號) 伊豆半島ニ國際的娛樂及住宅地區設定ノ請願 (委員長報告)

第七十 (特別報告第七十號) 都鄙物資ノ交流ニ關スル請願 (委員長報告)

第七十一 (特別報告第七十一號) 兒童ニ衣料配給ノ請願外一件 (委員長報告)

第七十二 (特別報告第七十二號) 自轉車用「タイヤ」増配ノ請願 (委員長報告)

第七十三 (特別報告第七十三號) 自轉車ノ増産獎勵ニ關スル請願 (委員長報告)

第七十四 (特別報告第七十四號) 漆及楮ノ増産助成ニ關スル請願 (委員長報告)

第七十五 (特別報告第七十五號) 主食ノ供出方法其ノ他ニ關スル請願 (委員長報告)

第七十六 (特別報告第七十六號) 農家手袋ノ過剩甘藷ニ對スル緊急措置ノ請願 (委員長報告)

第七十七 (特別報告第七十七號) 木炭等ノ生産費補助ニ關スル請願 (委員長報告)

第七十八 (特別報告第七十八號) 養蠶業ノ指導獎勵ニ關スル請願 (委員長報告)

第七十九 (特別報告第七十九號) 桑樹増殖ノ請願 (委員長報告)

第八十 (特別報告第八十號) 蠶桑業者ノ協同組合設立ニ關スル請願 (委員長報告)

第八十一 (特別報告第八十一號) 奈良皇海濱修築ニ關スル請願 (委員長報告)

第八十二 (特別報告第八十二號) 越前村ニ漁港建設ノ請願 (委員長報告)

第八十三 (特別報告第八十三號) 伊東海濱修築獎勵擴張ニ關スル請願 (委員長報告)

第八十四 (特別報告第八十四號) 馬取縣ニ於ケル漁港修築促進ニ關スル請願 (委員長報告)

第八十五 (特別報告第八十五號) 川尻漁港修築ノ請願 (委員長報告)

第八十六 (特別報告第八十六號) 岩戸漁港修築ノ請願 (委員長報告)

第八十七 (特別報告第八十七號) 達坂村ニ漁港建設ノ請願 (委員長報告)

第八十八 (特別報告第八十八號) 淀江漁港修築ノ請願 (委員長報告)

第八十九 (特別報告第八十九號) 御來屋漁港修築ノ請願 (委員長報告)

第九十 (特別報告第九十號) 大羽尾漁港修築ノ請願 (委員長報告)

第九十一 (特別報告第九十一號) 泊漁港修築ノ請願 (委員長報告)

第九十二 (特別報告第九十二號) 浦富漁港修築ノ請願 (委員長報告)

第九十三 (特別報告第九十三號) 御崎漁港修築ノ請願 (委員長報告)

第九十四 (特別報告第九十四號) 宇野村ニ漁港建設ノ請願 (委員長報告)

第九十五 (特別報告第九十五號) 取縣網代漁港改修ノ請願 (委員長報告)

第九十六 (特別報告第九十六號) 田後漁港修築ノ請願 (委員長報告)

第九十七 (特別報告第九十七號) 酒津漁港修築ノ請願 (委員長報告)

第九十八 (特別報告第九十八號) 赤碓漁港修築ノ請願 (委員長報告)

第九十九 (特別報告第九十九號) 野内村大字久栗坂ニ停車場設置ノ請願 (委員長報告)

第一百 (特別報告第一百號) 熱海市ニ於ケル三停車場ノ更名變更ノ請願 (委員長報告)

第一百一 (特別報告第一百一號) 河内警備隊ノ停車場回數增加ニ關スル請願 (委員長報告)

第一百二 (特別報告第一百二號) 万ヶ塚驛ニ貨物取扱開始ノ請願 (委員長報告)

第一百三 (特別報告第一百三號) 上宇和驛以上老松驛ニ貨物取扱開始ノ請願外一件 (委員長報告)

第一百四 (特別報告第一百四號) 大杉驛ノ貨物「ホーム」擴張ニ關スル請願 (委員長報告)

第一百五 (特別報告第一百五號) 國東半島循環鐵道敷設促進ノ請願 (委員長報告)

第一百六 (特別報告第一百六號) 桃ノ川、彼折間鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)

第一百七 (特別報告第一百七號) 伊東線電化促進ノ請願 (委員長報告)

第一百八 (特別報告第一百八號) 四條溪、木澤間電化促進ノ請願 (委員長報告)

第一百九 (特別報告第一百九號) 木之本、金居間省營自動車運轉開始ノ請願 (委員長報告)

第一百十 (特別報告第一百十號) 大柵驛ヲ岡ノ内マデ延長ノ請願 (委員長報告)

第一百十一 (特別報告第一百十一號) 自家用貨物自動車ノ活用ニ關スル請願 (委員長報告)

第一百十二 (特別報告第一百十二號) 柳井港修築助成ノ請願 (委員長報告)

議案
第一 亞炭救國ニ關スル議案 (庄司一郎君提出) (第一號)

第二 東京、鹿兒島間直通急行列車運轉復活ニ關スル議案 (上林山榮吉君外五名提出) (第二號)

第三 京都府北桑田郡知井村、船井郡下和知村間に省營自動車運行ニ關スル議案 (大石ヨシエ君提出) (第三號) (委員長報告)

第四 國立觀光院設置ニ關スル議案 (吉田セイヤ君提出) (第四號) (委員長報告)

第五 外務省内に國際婦人親善協會設置ニ關スル議案 (吉田セイヤ君提出) (第五號) (委員長報告)

第七 志布志線北郷驛、宮崎間鐵道建設即時著工に關する建議案 (伊東岩男君外五名提出) (第七號) (委員長報告)

第八 宮崎縣兒湯郡川南村に宮崎農林專門學校綜合農場設置に關する建議案 (鹿島透君外五名提出) (第八號) (委員長報告)

第九 宮崎農林專門學校の大專昇格に關する建議案 (鹿島透君外五名提出) (第九號) (委員長報告)

第十 宮崎縣に國立開拓研究所設置に關する建議案 (鹿島透君外五名提出) (第十號) (委員長報告)

第十一 宮崎縣内國有林野拂下に關する建議案 (伊東岩男君外五名提出) (第十一號) (委員長報告)

第十二 日ノ影、高森間省營バス運行に關する建議案 (伊東岩男君外五名提出) (第十二號) (委員長報告)

第十三 宮崎高等女學校に女子專門學校併設に關する建議案 (大橋喜美君外二名提出) (第十三號) (委員長報告)

第十四 内務省の直營により小丸川改修工事速成に關する建議案 (伊東岩男君外二名提出) (第十四號) (委員長報告)

第十五 富島、椎葉、南郷間省營バス運行に關する建議案 (伊東岩男君外五名提出) (第十五號) (委員長報告)

第十七 老幼婦女子に下着用綿布類及び縫紉の特配要案に關する建議案 (和崎ハル君外四名提出) (第十七號) (委員長報告)

第十八 農漁村電話建設國策促進に關する建議案 (伊東岩男君外五名提出) (第十八號) (委員長報告)

第十九 國鐵宮崎、小林線建設促進に關する建議案 (川野芳滿君外五名提出) (第十九號) (委員長報告)

第二十 大都市の大學、高等專門學校地方分散に關する建議案 (田原春次君外六名提出) (第二十號) (委員長報告)

第二十一 戰時犧牲者急遽救済撥底に關する建議案 (山上ツギ君外一名提出) (第二十一號) (委員長報告)

第二十二 上野驛地下道その他における浮浪者の急遽救済に關する建議案 (和崎ハル君外十三名提出) (第二十二號) (委員長報告)

第二十三 勞働大學設置に關する建議案 (吉田セイ君提出) (第二十三號) (委員長報告)

第二十四 主食配給量の枘、グラム併用撤廢に關する建議案 (吉田セイ君提出) (第二十四號) (委員長報告)

第二十五 省營バス並びにトラック運轉増強に關する建議案 (藥師岩太郎君外九名提出) (第二十五號) (委員長報告)

第二十六 愛媛縣南宇和郡線信都川改修工事國營移管に關する建議案 (愛媛縣南宇和郡線信都川改修工事國營移管に關する建議案) (委員長報告)

第二十七 大田市衛生施設の完備と塵芥等の肥料化並びに燃料化に關する建議案 (三木キヨ子君提出) (第二十七號) (委員長報告)

第二十八 鹽増産に關する建議案 (吉田セイ君提出) (第二十八號) (委員長報告)

第二十九 清酒委託醸造制度實施に關する建議案 (中野武雄君外八名提出) (第二十九號) (委員長報告)

第三十 大淀川上流地帯の水害對策促進に關する建議案 (川越博君外五名提出) (第三十號) (委員長報告)

第三十一 纖維大學設置に關する建議案 (最上英子君提出) (第三十一號) (委員長報告)

第三十二 青森醫學專門學校を醫科大學に昇格の上青森市に存置に關する建議案 (山崎岩男君外五名提出) (第三十二號) (委員長報告)

第三十三 關門トンネル國道工事續行に關する建議案 (石崎千松君外一名提出) (第三十三號) (委員長報告)

第三十四 茨城縣西茨城郡七會村國有林伐採に關する建議案 (菊池豐君外一名提出) (第三十四號) (委員長報告)

第三十五 土山町、大原市場間省營自動車運轉開始に關する建議案 (今井耕君提出) (第三十五號) (委員長報告)

第三十六 信樂町より雲井、上田上村、瀨田町を経て石山驛に通ずる省營自動車線開通に關する建議案 (今井耕君提出) (第三十九號) (委員長報告)

〔朗讀を省略した報告〕
一、議員から提出された議案は次の通りである。
參議院議員選舉法案(政府提出)に對する修正案
提出者
鈴木 義男君 石川金次郎君
田原 春次君 高津 正道君
玉井 潤次君 松澤 一君
三木 武夫君 大原 博夫君
船田 亨二君 石田 一松君
豊澤 豊雄君

蘭糸價格引上に關する決議案
提出者
宮澤 才吉君 森 幸太郎君
小川 一平君 坪井 龜藏君
日比野民平君 仲川房次郎君
棚橋 小虎君 生方 大吉君
井出一太郎君 米倉 龍也君
小坂善太郎君 中西伊之助君
小峯 柳多君 早稲田柳右二門君
伊藤 實雄君
(以上十二月二十四日提出)

一、昨二十四日貴族院において、本院から送付した次の政府提出案を可決した旨、同院から通牒を受領した。
皇室典範案
皇室經濟法案
一、今二十五日貴族院において、本院から送付した次の政府提出案を可決した旨、同院から通牒を受領した。
(改第一號)昭和二十一年度改定歳入歳出總豫算追加案
(改第二號)昭和二十一年度改定歳入歳出總豫算追加案
(改特第一號)昭和二十一年度特別會計改定歳入歳出總豫算追加案

計改定歳入歳出總豫算追加案
(改第二號)昭和二十一年度改定歳入歳出總豫算追加案
(改第三號)昭和二十一年度改定歳入歳出總豫算追加案
(改特第二號)昭和二十一年度特別會計改定歳入歳出總豫算追加案
衆議院議員選舉法案第十二條の特例等に關する法律案
開拓者資金融通法案
開拓者資金融通特別會計法案
食糧管理特別會計法の一部を改正する法律案
増加所得稅法案
有價證券の處分の調整等に關する法律案
昭和二十一年度一般會計歲出の財源に充てるための公債發行に關する法律案
昭和二十一年法律第五十五號帝國鐵道會計又は通信事業特別會計における昭和二十一年度の經費支辨のため借入金等に關する法律の一部を改正する法律案
政府の契約の特例に關する法律案
又同日同院において、本院から送付した次の本院提出案を可決した旨、同院から通牒を受領した。

戰時補償特別措置法の一部を改正する法律案
一、議員から提出された緊急質問は、次の通りである。
地方分權の趣旨徹底に關する緊急質問
提出者 中島 守利君
賠償問題に關する緊急質問
提出者 米窪 滿亮君 船田 亨二君 笹森 順三君
(以上十二月二十四日提出)

一、議員から提出された緊急質問は、次の通りである。
地方分權の趣旨徹底に關する緊急質問
提出者 中島 守利君
賠償問題に關する緊急質問
提出者 米窪 滿亮君 船田 亨二君 笹森 順三君
(以上十二月二十四日提出)

海外同胞引揚に關する緊急質問

提出者 大久保保藏君

(以上十二月二十五日提出)

一、昨二十四日次ぎの通り特別委員の異動があつた。

衆議院議員選挙法案(政府提出、貴族院送付)委員

野井上 知治君 補給鈴木周次郎君

○議長(山崎猛君) これより會議を開きます。日程第一、衆議院議員選挙法案の第一讀會の續を開きます。委員長の報告を求めます。委員長犬養健君。

第一 衆議院議員選挙法案(政府提出、貴族院送付)

報告書

一 衆議院議員選挙法案(政府提出、貴族院送付)

右は本院において可決すべきものと議決した因つてここに報告する。

昭和二十一年十二月二十四日

委員長 犬養 健

衆議院議長山崎猛君

附帶決議

一 選挙運動は原則として、國民の自由行動によるべきで、これに諸種の制限を加ふることは、素より好むところではない。然し、わが國過去幾多の、選挙実績に鑑みて、選挙事前運動及び戸別訪問禁止並びに費用制限の規定を今俄かに撤廢することは、時期いささか尙早と思ふ。よつて政府は、第九十二回帝國議會に、適當なる法案を

提出して、善處せられんことを要望する。

〔犬養健君登壇〕

○犬養健君 衆議院議員選挙法案(案委員)の経過並びに結果を御報告いたします。委員會は去る二十日より昨二十四日まで繼續いたしました。その間三回にわたつて懇談會を試みます等、きわめて熱心な論究を重ねたのであります。

今こゝに質疑の主なるものを御紹介いたします。第一に衆議院の性格如何という點であります。すなわち衆議院の性格は、政府の意見によりますならば抑制的であり、かつ保守的であるべきだということであるが、その抑制的といふことは、抑制的であるといふことと意味が違ふのはあるまいか。また或る場合におきましては、衆議院よりは衆議院の意見の方が進歩的である場合をも想像し得るのではないかなどといふ點でありました。これに對しまして政府は、衆議院の抑制的作用は、國會が二院制度を採用した場合に必然の結果として起るものであつて、しかしてこの意味における抑制的作用とは、衆議院の決議が著しく輕率であるか、著しく急激であるか、または著しく頑冥な場合において、衆議院は衆議院の過ちを反省せしめる役目になすものである。かつ同一の事柄を二度審議すること、すなわち覆審といふことによつて、公明なる反省が行われるのである。従つて衆議院の積極的な、能動的な本質に比べまして、衆議院は受動的であり、かつ安全性を保つことをもつて特色としておるの

ある。しかしてこの意味においてよき意味の保守性を衆議院は特徴とすべきものであると答へたのであります。

次に、衆議院議員候補者の年齢の問題であります。これに關する質問といたしましては、二つの全く異なつた角度から行われました。その一つは、衆議院議員の資格年齢を衆議院の場合よりもこれを高めるといふことは意味がわかるが、兩者の差をわずか五年と定めることによつて、はたして政府の所期するがごとく、衆議院と衆議院とおの／＼異質的なもの、すなわちおの／＼異なるものとするのができるや否やという質問でありました。また他の一つの質問は、國會議員が兩院ともに全國民の代表であります以上は、資格年齢もまた衆議院と全く同一でなくてはならないという質問でありました。これに對しまして政府は、外國の立法の多くが、兩院の資格年齢の差を或は十五年、或は十年、或は五年としておられるけれども、あまり著しい年齢の差は、第二院の保守的性格を強め過ぎる恐れがあるので、アメリカ等の制度を參考として五年の差を定めたのであります。

次に選挙區の問題であります。これに關するおもなる質問も、また二つの全く異なる角度から行はれたのであります。すなわちその一つは、政府は今回府縣單位のほか、全國單位制を採用したのであるが、全國單位のごとき廣きに過ぎる範圍において、いかにして各候補者の氏名を國民全般に周知徹底せしむることができや、またわが、國民の現在の政治的水準に鑑みて、よく百名の全國の名士が

公平にかつ適當に選出せられ得るや否や、かえつてやゝもすれば少數の名士に得票が集中せられる恐れなきや否や、またこの制度は、開票手續のみについても約二十日を要する等、あまりに繁雜に過ぎる憂いなきや否や、かつ全國一選挙區における選挙運動は、現在のごとき交通通信機關の状態にあつては、事實上不可能ではないかなどという意見でありました。しかして他の一つは、衆議院と質の異なる第二院をつくるためには、全國單一選挙區のみを採用するのが適當である、すなわち全國單位制度一本にするのが適當であるという意見でありました。これに對しまして政府は、衆議院を衆議院と異なる性質のものとするためには、全國選挙區制のごとく、全く趣きの異なる單位を採用するの必要を認められたのであるが、さりとて全國單位のみによつて選挙が行われるにおいては、組合その他の強大なる團體によつて推薦せられた者のみが當選したし、個々に立候補した者、または優秀ではあるが少數の團體、たとえば學術的團體等によつて推薦せられた者は、ふるい落される可能性があつて、かくては公平を缺く所以であるとの答辯でありました。

また今後の選挙運動の方法としましては、個人本位の運動よりも、政黨その他の運動を主にする場合が多く、従つてこれらの團體による演說會、ラジオ放送等の宣傳が、新聞、雜誌等による紹介記事と相まつて、よく候補者の氏名と關係とを全國民に周知せしめることができるであらう、かつ政府としても選挙公報等を活用して、この目的に副へべく全幅の努力をするつもりであるとの答辯でありました。

次に、これに關連しまして、一つの重要な質問が行われたのであります。それは労働組合、農民組合等が候補者を推薦する行為は、合法と認むるや違法と認むるやという問題でありました。この質疑に對し政府は、衆議院議員選挙法自體としても、また労働組合法の精神からいつても、それは何ら差支えない。但し或る組合が、平生より著しく、ほとんど本職的に政治的活動のみを行つていて、組合と言はんよりは、政治團體としての行動の方が専門であるとの印象を興える場合のごときは、その組合本来の使命に鑑みて、ふさわしくないと考へているとの答辯でありました。

次に、選挙運動の費用制限撤廢の容認、事前運動の容認、戸別訪問の容認等に關し、いくたの質疑が行われました。率直に申しますならば、委員會における多數の委員は、これらの三點に關する政府の説明に對して、すこぶる懐疑的でありました。かゝる事柄の容認は、はたしてわが國現在の政治的訓練の水準に鑑みて適當であるや否や、しかしてこれらの悪習が、延いては衆議院議員の選挙に影響する所多大なることについて、政府はいかに考へるかとの質問が多く行われました。これに對しまして政府は、選挙運動の費用については、近き將來において適當の法律の中に、政黨並びに各候補者の収入支出に關し、その最高限度を定めよう、規定をしようとする用意がある。かつ選挙費用の公開を行ふので、おの／＼からそこに制約が働き、金權候補のみが有利であるというふうな場合

は甚だ少いであらう、また戸別訪問、事前運動等の方法に對する制限を設けることは、徒らに國民をして選挙に對する警戒心を起させるのみならず、時によつては政府の選挙干渉をも誘發する等、選挙と國民の日常生活との平明な融合を妨げる原因ともなるので、適當とは思われない。元來この問題は、罰則を設けて制約するというごとき素朴なる方法をとるべきではないのであつて、ひとえに、より一層の合理的な方法によつて、金權候補や悪質候補が全國民より迎へられないようになるという、根本問題を解決することにしたいたし、委員會における最も主要なる質疑應答の内容であります、詳しくは速記録について御通覽を願ひたいと存じます。

第八十四條中「第七十六條」の次に「と第七十六條の二」を加える。附加して申し上げますが、これは戸別訪問禁止の罰則の件であります。そこでこの修正案について採決いたしました所、社會黨提案の修正意見は、少數をもつて否決せられ、政府原案賛成の意見は、多數をもつて可決せられました。なお日本自由黨及び日本進歩黨は、次のごとき附帯決議を附すべしとの意見を開陳せられましたので、これについて採決いたしました所、これは多數をもつて可決せられました。その附帯決議をここに朗讀いたします。

附帯決議
選挙運動は原則として、國民の自由行動によるべきで、これに諸種の制限を加ふことは、素より好むところではない。然し、わが國過去幾多の、選挙實績に鑑みて、選挙事前運動及び戸別訪問禁止並びに費用制限の規定を今俄かに撤廢することは、時期いささか尙早と思ふ。よつて政府は、第九十二回帝國議會に、適當なる法案を提出して、善處せられんことを要望する。

なお参考までに申し上げますならば、協同民主黨の委員は、だいたい社會黨と同意見であられまして、社會黨修正案に御賛成になつたのであります。なお國民黨は、原案賛成に際して、次ぎのような希望意見を述べられました。ここにそれを御披露いたします。すなわち、一、全國一選挙區を縮小すること。これは詰まり全國一選挙區でなく、たとへば九州地區とか、東北地區とかいうブロックをつくれという意味であつたやうであります。二は、事前運動の禁止をやつてくれ。三は、選挙公營の大きかりな擴大をやつてくれ、こゝういふような御希望でありました。

以上をもつて、委員會の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。この委員會におきましては、審議の性質上、少數意見にも傾聴すべき點がありまして、一方多數意見は、よくこの少數意見の特徴のうち、とるべきものはみずから附帯決議のうち、に包容いたしましたことは、議會政治本來の使命に對するわれ／＼議員の信仰と熱意を一層深からしめたのであります。この點は蛇足ながら申し添へる次第であります。以上をもつて委員長報告を完了いたします。(拍手)

○議長(山崎猛君) 本案に對しては、鈴木義男君外十名より成規により修正案が提出されております。討論は、便宜上第二讀會において修正案の趣旨辯明を聴きたる上、これをなすことといたします。本案の第二讀會を開くに御異議ありませんか。

○議長(山崎猛君) 御異議なしと認めます。よつて本案の第二讀會を開くに決しました。

第七十六條の次に左の一條を加える。

何人も投票を得若しくは得させ又は得させない目的で、戸別訪問をしてはならない。

第七十七條第一項の次に左の一項を加える。

選挙運動の費用については、衆議院議員選挙法第百二條を準用する。

日本社會黨修正案

第七十六條の次に左の一條を加える。

何人も投票を得若しくは得させ又は得させない目的で、戸別訪問をしてはならない。

第七十七條第一項の次に左の一項を加える。

選挙運動の費用については、衆議院議員選挙法第百二條を準用する。

参議院議員選挙法案(政府提出、貴族院送付)に對する修正案(鈴木義男君外十名提出)

参議院議員選挙法の一部を次のよりに修正する。

第七十三條の二 議員候補者のため支出された選挙運動の費用が、第七十七條第二項の規定により告示された額を超えたときは、衆議院議員選挙法第八十四條第一項の規定を準用する。

第七十五條中「前三條」に改める。

第七十六條の二 何人も投票を得若しくは得させ又は得させない目的で、戸別訪問をしてはならない。

第七十七條第一項の次に左の一項を加える。

選挙運動の費用については、衆議院議員選挙法第百二條及び第七百十條の規定を準用する。但し、衆議院議員選挙法第百二條中地方長官とあるのは、地方選出議員選挙法については、道府縣會議員選挙管理委員會、全國選出議員選挙法については、全國選出議員管理委員會と読み替へるものとする。

第八十四條中「第七十六條」の下に「及び第七十六條の二」を加える。

「竹谷源太郎君登壇」

○竹谷源太郎君 私は、只今議題となつております参議院議員選挙法案に對する、協同民主黨、國民黨及び日本社會黨の三黨共同提出にかゝる修正案について、日本社會黨を代表して、その理由を御説明申し上げたいと思ひます。

正當子であります。全國民を代表する選挙せられたる議員で組織するものであつて、一部の特権階級、官位、財閥等を代表する、明治憲法における階級代表の貴族院とは、全然その種の起源を異にするものと言はなければなりません。(拍手)

なお新憲法に規定する参議院の性格と組織は、世界に從來存在したことの無いものであります。これは、或は貴族、僧侶、地主、財閥等の特権階級を代表したり、或はアメリカ合衆國やスイスのように、各州、各カントンから同数の議員を選出して、州やカントンの利益を代表する者や、或はまた各選挙区における下院議員、縣會議員、市町村會議員を選挙人としたとする特別選挙人によつて選出されたる議員で構成せられます。従來のそうした各國の例とは異なりまして、わが参議院は、衆議院に對して副次的な存在であり、選挙された議員で組織する民主的な第二院であります。この新しい民主的な第二院の組織につきましては、斬新卓抜なる工夫と創意を傾倒いたしまして、審議檢討する必要があると思つてあります。

しかるに委員会におきましては、短期間にこの重大法案について十二分に審議研究を重ねる時間的餘裕がありません。このために、質疑半ばにして、委員長は懇談會を催して審議の促進をはかるべきを提議いたしましたので、日本社會黨も欣然これに賛同したのであります。しかしして諸々の點を譲歩して、全國選出の方法を廢して、選挙區はすべてこれを道府縣單位とすること、選挙

運動及び選挙運動の費用につきましては、現行衆議院議員選挙法に準ずること、この三點に關する修正意見を提案したのであります。これに對しましては、自進兩黨の委員諸君も賛成したのであります。しかるに自進兩黨は、一夜のうちに、いかなる理由があつてか、態度豹變に出たのであります。(拍手)

態度豹變に出たのであります。(拍手) 遮二無二原案の通過をはかるようとする轉向のその鮮やかさに至りましては、啞然としたものではなれど、このみではないと思つてあります。しかしながら自進兩黨の諸君も良心をお持ちな合致であるためか、委員長報告の附帯決議として、戸別訪問及び事前運動の禁止及び選挙運動、その費用の制限を政府に所望する決議を附したのであります。政府によつて無視されたように、自進兩黨のこの決議の効果には、多大の疑問が存するのであります。のみならずこの決議が、國會法の改正、または政黨法の制定によつて、障得なく實行されれば問題は残らないのでありますけれども、もしあり得べき解散その他の事故によりまして實現されなかつた場合におきましては、衆議院議員選挙及び他のあらゆる選挙と異なつた選挙運動が、参議院議員の選挙で行われしことと相なるのであります。こゝをもちまして、われわれ三黨派は通常議會に持ち越して審議を盡すべきことを主張するものでありますけれども、委員會においては、多数をもつて、附帯決議をもつ原案無修正が通過いたしましたのであります。選挙法は一組の大きな精密機械のようなものであつて、數日の短時

日をもつてしては、運轉に支障なく大修繕を加えることができません。よつてわれわれは今回は最小限度の修正に甘んじて、他日の完成を期せんとするものであります。

さて修正の第一點は、戸別訪問の禁止に關する事項であります。選挙運動の制限に關しましては、現行衆議院議員選挙法に關しては、戸別訪問、事前運動及び休憩所の禁止、事務所、文書、書狀の制限等について規定いたしておられますけれども、参議院議員選挙法の原案では、これらを全部自由無制限に改めようとするものであります。選挙運動が嚴重な制限の下におかれ、選挙は近づくがたいものであるという感じを與へますことは、民主政治の推進に當つて批判されなければならぬことは、われわれも政府と同感であります。自由勸導であつて、明朗な選挙を行つたいという趣旨は、十分これを諒とするものであります。しかしながら現在までのわが國選挙界の實情から見まして、現行衆議院議員選挙法の禁ずる選挙運動のうち、少くとも戸別訪問だけは、今しばらく禁止を繼續することが必要であると存するものであります。戸別訪問を認めますことは、買収その他の悪質選挙犯罪政行のための絶好の手段を提供するばかりでなく、いわゆる投票獲得請負人が、都會と言わず、農山漁村と言わず、因縁情實と封建的殘障の利用によりまして、選挙人の自由を拘束する所の、日本の民主化を妨害する所なるのであります。以上の理由によりまして、第七十六條の次に、第七十六條の二

として、戸別訪問禁止の規定を挿入せんとするものであります。

修正の第二點は、選挙運動の費用に關して、衆議院議員選挙法の規定に準じて最高額を定める。これを超過したものはその當選を無効とする。従つて選挙人、または他の議員候補者から當選訴訟を提起することを認めんとするものであります。

〔發言する者多し〕

○議長(山崎猛君) 靜肅に——靜肅に。

○竹谷源太郎君(續) 政府原案によれば選挙運動の無制限と並んで、費用についても無制限とする。たゞ支出責任者と政黨その他の團體の主幹者が、選挙運動に關する収入と選挙運動の費用を届出でなければならぬ。そしてこれを用意することとして、一に道義的自肅に勉め、また國民の批判の前によくとうに過ぎないものであります。こんななまぬるい方法では、現状においては選挙の公正を期待し得ないと思つてあります。有田ドラツクのような選挙運動が妨を奏するようになるに、民主政治を茶毒するに至ることと必定であります。現に本春行われし選挙に當つての實情から見まして、選挙費用の制限規定の存置が必要であると思つてあります。以上の理由によつて修正案を提出いたしました。どうぞ滿場御賛成あらんことを切望いたします。提出の理由の説明をいたします。

〔發言する者あり〕

○議長(山崎猛君) 靜肅に。大森健君より、先刻の報告につき訂正のため發言を求められております。この際これを許します。大森健君。

〔大森健君登壇〕

○大森健君 先刻國民黨の希望意見を申し述べましたが、その際における國民黨の態度は、原案に反對で、社會黨にごとくお聴き取れにいたしましたならば、それは私の誤りであります。こゝに訂正いたします。

○議長(山崎猛君) これより採決に入ります。まず本案に對する鈴木義男君外十名提出の修正案につき採決いたします。鈴木義男君外十名提出の修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(山崎猛君) 起立少數。よつて修正案は否決せられました。次ぎに本案につき採決いたします。本案の委員長報告は可決であります。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(山崎猛君) 起立多數。(拍手) 本案は原案の通り決しました。これに於て本案の第二讀會は終了いたしました。

○議長(山崎猛君) 起立多數。(拍手) 本案は原案の通り決しました。これに於て本案の第二讀會は終了いたしました。

○山口喜久一郎君 本案は第三讀會を省略して、第二讀會議決の通り可決せられんことを望みます。

○議長(山崎猛君) 山口君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(山崎猛君) 御異議なしと認めます。よつて本案は第三讀會を省略して、第二讀會議決の通り可決確定いたしました。(拍手)

○山口喜久一郎君 議事日程變更の緊急動議を提出いたします。すなわちこ

の際、大久保傳藏君提出、海外同胞引揚に關する緊急質問を許可せられんことを望みます。

○議長(山崎猛君) 山口君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(山崎猛君) 御異議なしと認めます。よつて日程は變更せられました。海外同胞引揚に關する緊急質問を許可いたします。提出者大久保傳藏君。

海外同胞引揚に關する緊急質問(大久保傳藏君提出)

〔大久保傳藏君登壇〕

○大久保傳藏君 私は各派協同提案による在外同胞引揚促進に關する緊急質問を行わんとするものであります。

海外殘留同胞の引揚促進につきましては、本院におきまして、去る六月二十九日の本會議における決議、さらに九月三十日、ソ聯管下地域殘留者の引揚に關する決議と、それれれ滿場一致をもつて可決せられましたことは、私どもの記憶になお新なるものがあるのをごさいます。爾來引揚は、最近に至りまして頗る進捗いたし、終戰當時七百萬を算えられましたる在外軍人、軍屬、一般同胞も、今日既に五百萬の歸還を見ましたことは、まことに感激に堪えないのであります。殊にアメリカ軍地域からの引揚げは、近くその完了を豫想せられました。さらにまたソ聯地域からも、今後毎月五萬人の還送を行う旨の發表に接しまして、われら國民は、前途暗澹であつたる引揚問題が、光明を見出したと申さねばならぬのであります。

す。私は聯合軍司令部並びに關係各國の厚意に對しましては、深甚なる敬意と謝意を表したいと存じます。(拍手)しかしながら今日なお海外にありまして、歸還するに至らざる同胞は、未だ實に二百萬に上るのであります。その父、その子、その夫を待ちわびる所の家族の心境に思いをいたしますならば、まことに文字通り斷腸の思いに堪えないのであります。(拍手)この所せひ留守家族一千萬の聲をいたしまして、かつた國民一同の熱願をいたしまして、政府に篤とお聴取りをお願いしたいと思つてあります。

要點を申し上げますならば、海外殘留者は一體いつ歸るのであるか。引揚げの見透しは一體いかゞなつておるのか。聞く所によりますと、中國及び南方各地域におきまると、陸軍の戦争犯罪容疑者と目せらるる、陸軍の方には九千三百名、海軍は一千名であるといつたやうなものを申請するの意思ありや否や。こうしたことについて、政府は今後いかなる對策を講ぜられるか、結論するに、政府はこいつた國民のきわめて重大なる關心に對して、いかに盡力され、いかなる對策を講ぜられるか、幣原國務大臣より率直明白なる御答辯をお願いしたいと思つてあります。

申し上げるまでもなく、外地殘留の人々からは、數々の歎願者が参つております。同僚代議士諸君のお手許にも、また私の手許にすら、血書が届いてるのであります。殘留者諸君が血判を押してまでも最も熱望をいたしておりますのは、祖國の再建に馳せ

参せんがために、一日も早く歸國したいといふことでありま。しかしその最も心配いたしておりますことは、その家族の生活であります。今日萬里の異境に、故國の大震災の報を聞く諸君の心境はいかばかりでございませうか。これら諸君の希望に應え、その憂いを解決いたすことは、私どもの最も重大なる任務の一つであることを確信して疑いません。(拍手)

なおまた現地におきまする待遇等につきましても、私どもは關係諸國がボツダム宣言を忠實に履行いたしますことは疑いをもちませんけれども、殘留者の當めつゝある苦痛には深刻なるものあることを傳へ聞いているのであります。今や終戦後再度の酷寒の襲來せる北方の地域に、はたまた酷熱の南方地域に、日々勞役にその心身を消耗しつゝある實情なのであります。今回成立いたしました協定によるソ聯管下諸地域からの還送が一日も速やかに開始せられんことは國民の熱望であります。しかししてその協定期月々五萬人が送還せられるといはしますれば、百五十萬餘の殘留者の送還終了は、昭和二十四年六月過ぎまでも待たなければ相ならぬのであります。かくのごとく長年月を要することに相なりまれば、一家の柱を失つてゐる留守家族が陥る慘狀は、眞に想像にあまりあります。また、イギリス、オランダ軍地域におきまして、十數萬の同胞が歸還の豫定すら知らされていません。勞役のため甚だしき苦境に陥りつゝあると聞いてるのであります。その他なお中國、佛印、濠洲等にも、數萬の人々が、その時期をも知らずして、

絶望のうちに故國を想んで、空しく歸還を待つてゐると聞いてるのであります。私は、これまで示された關係諸國の好意を信じ、殊に聯合軍總司令部の最も公正なる盡力に信頼しつゝ、世界の最も公正なる輿論に懇えまして、引揚げを更に速やかに完了することく促進せられんことをば、一千萬留守家族とともに切に願ひましたのであります。

今日まで寄せられました山と積まれた哀願書の中に、次ぎのごときものがございしました。すなわち、「今や我等ニ殘サレタル唯一ノ途トシテ、國民ノ熱烈ナル支援ニヨリ内地歸還促進運動ノ展開ヲ期待シテ待望シタルモノニ御座候。去ル六月二十八日ノ衆議院本會議ニ於テ引揚促進ニ關スル決議案ノ上程可決ヲ見ルニ至リ、吉田首相亦之ニ對シ意見ヲ開陳シタルハ、國民ノ熱烈ナル意志ノ反映トシテ感受シ、我等一同何レモ感涙ニ咽ビ候」云々とありました。これ以上さらに申し上げる要はないと信じます。政府におかれましては、殘留者及び留守家族初め國民一同の熱願に應え、この際その所信と所見をば最も明白に、こゝに率直に表しせられんことを希望してやまないものであります。(拍手)

〔國務大臣男爵幣原喜重郎君登壇〕
○國務大臣男爵幣原喜重郎君 只今大久保君より、海外殘留者なるべく早く歸還することを希望するといふ御趣旨をお述べになりましたが、この點は恐らくは全國民の心持を反映してゐるものであると私は考えます。(拍手)今日のところ、ソ聯管下よりの第一次引揚げは先日行はれておりまして、ま

たその他スマトラ、ジャワ、香港、フィリピン等よりも續々引揚げ中であります。アメリカ軍の管轄地域よりの送還といふものは、近く終了いたす手配になつております。今日までの所、送還並びに軍の復員のことまことに著者と進捗いたしておりますことは、聯合國側をよく認めておる所でありました。満足いたしておるのであります。聯合國側、殊に聯合軍總司令部の盡力甚だ多大なるものあることは、これを私は感じまして、諸君とともに感謝をいたしておるのであります。(拍手)しかし遠く故郷を離れてもう既にくつた年月を重ね、故郷で自分の家族が今ごろはどうしておるか打ち案じつゝ、困難なる役務に服しておるすその心持、その殘留者の心持、並びにその歸國を待ちわびておられる留守宅の家族たちの焦慮といふものは、まことに私も察するにあまりあるのであります。幸にして聯合國側の厚意ある取計らいによりまして、ソ聯管下よりは引續いて引揚げを實施せられるより、その協定が成立いたしましたのであります。その實施は勿論遠からず開始せられることになつております。また毎月送還せられるその人員の増加、これも早急に實現の運びになります。やう、政府としては及ぶ限り力を盡くしておるのであります。またこれも實現し得られることと信じております。マレー、ビルマ等における殘留者の待遇改善、引揚促進につきましても、聯合諸國當局者の熱意によりまして、逐次その實現に近づき、その問題の解決も決して遠くならず、こう考へておるのであります。送還並びに軍の復員

が、これまで極めて順調に進捗して参りましたことは、一は残留同胞の人たちの我慢の強いその自肅、また一方におきましては、國民一般の熱心なる協力というところに負う所がまことに多いのでありまして、この點につきましては、私どももまことに感謝をいたしておるのであります。今日なお只今お話のごとく、二百萬の同胞が海外に残留いたしておられることは、私どもの深い關心をもつ事件であります。その急速なる歸國も、これは將來とも皆様の御協力によりまして、必らず實現し得られることと信じております。なお各地において行われております戦争裁判に、特別辯護人を付していな

所があるようである、これは特別辯護人を付け得られるように政府において努力されたいという御希望でありました。が、政府におきまして、この點はつとに意を用いておりまして、連合國の理解を得まして、グラム、香港及びシンガポールには、既に相當の特別辯護人を送つております。近くその他の南方地域にも送ることになっております。またそのほかの地域に關しまして、これはできる限り實現できましよう努力いたす覚悟であります。(拍手)

○大久保傳藏君 政府の速やかなる善處を希望いたしました、私の質問を打ち切ります。

○議長(山崎猛君) 諸君に申し上げます。先刻の竹谷君の發言中遺憾を缺くと思われれる言葉があつたようでありますが、速記録を調べた上で、議長において適當の處置をとることとしたしたいと思います。御諒承を願います。(拍手)

(拍手)

○山口喜久一郎君 議事日程變更の緊急動議を提出いたします。すなわちこの際請願日程第一乃至第百十二の百十二件を繰上げ一括上程し、その審議を進められんことを望みます。

○議長(山崎猛君) 山口君の動議に御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(山崎猛君) 御異議なしと認めます。よつて日程の順序は變更せられました。

請願日程第一乃至第百十二を一括して議題といたします。請願委員長の報告を求めます。請願委員長中野寅吉君。

- 請願
- 第一 (特別報告第一號) 北海道ニ於ケル御料地移管促進並拂下ニ關スル請願 (委員長報告)
 - 第二 (特別報告第二號) 探採セラレタル諸國實施ノ爲當置委員會設置ニ關スル請願 (委員長報告)
 - 第三 (特別報告第三號) 小國川及白川改修工事國營施行ニ關スル請願 (委員長報告)
 - 第四 (特別報告第四號) 小國川及鮭川改修工事國營施行ニ關スル請願 (委員長報告)
 - 第五 (特別報告第五號) 名古屋、敦賀間道路改修工事促進ノ請願 (委員長報告)
 - 第六 (特別報告第六號) 伊東、下田間道路改修ニ關スル請願 (委員長報告)
 - 第七 (特別報告第七號) 右左府、清水間道路開鑿ニ關スル請願 (委員長報告)
 - 第八 (特別報告第八號) 舞鶴市ニ

於ケル強制疎開家屋返還ノ請願 (委員長報告)

第九 (特別報告第九號) 紋別港橋張並附帯施設施工ニ關スル請願 (委員長報告)

第十 (特別報告第一〇號) 清水町ノ甜菜製糖工場復活ノ請願 (委員長報告)

第十一 (特別報告第一一號) 舊淺間演習場用地拂下ノ請願 (委員長報告)

第十二 (特別報告第一二號) 京都府下私立中等學校教職員待遇改善國庫補助ノ請願 (委員長報告)

第十三 (特別報告第一三號) 下田町ノ史蹟及天然記念物調査ニ關スル請願 (委員長報告)

第十四 (特別報告第一四號) 北海道ニ於ケル帝國大學演習林一部開放ノ請願 (委員長報告)

第十五 (特別報告第一五號) 大雪山公園諸施設充實ニ關スル請願 (委員長報告)

第十六 (特別報告第一六號) 若柳町ニ區裁判所設置ノ請願 (委員長報告)

第十七 (特別報告第一七號) 旭川市ニ簡易保險支局設置ノ請願 (委員長報告)

第十八 (特別報告第一八號) 荒土郵便局ニ集配事務開始ノ請願 (委員長報告)

第十九 (特別報告第一九號) 郡山村東俣ニ無集配特定郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第二十 (特別報告第二〇號) 山形縣最上郡下ニ於ケル石油資源開發促進ノ請願 (委員長報告)

第二十一 (特別報告第二一號) 山形縣最上郡下ニ於ケル原野開墾ニ關スル請願 (委員長報告)

第二十二 (特別報告第二二號) 主食運配是正ニ關スル請願 (委員長報告)

第二十三 (特別報告第二三號) 家畜飼養獎勵ニ關スル請願 (委員長報告)

第二十四 (特別報告第二四號) 長崎縣ニ高等水産教育機關設置ノ請願 (委員長報告)

第二十五 (特別報告第二五號) 飼料用雜草増殖ニ關スル請願 (委員長報告)

第二十六 (特別報告第二六號) 配給制度ノ合理化ニ關スル請願 (委員長報告)

第二十七 (特別報告第二七號) 瀨見、羽前町兩隣間ニ停車場設置ノ請願 (委員長報告)

第二十八 (特別報告第二八號) 下伊集院村寺脇ニ停車場設置ノ請願 (委員長報告)

第二十九 (特別報告第二九號) 北山線運輸開始ノ請願 (委員長報告)

第三十 (特別報告第三〇號) 西出水驛に貨物取扱開始ノ請願 (委員長報告)

第三十一 (特別報告第三一號) 漁獲物出荷輸送ニ關スル請願 (委員長報告)

第三十二 (特別報告第三二號) 江迎、白ノ浦間鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)

第三十三 (特別報告第三三號) 新庄、清水間鐵道敷設促進ノ請願 (委員長報告)

第三十四 (特別報告第三四號) 小濱、殿田間鐵道遠成ノ請願 (委員長報告)

第三十五 (特別報告第三五號) 伊東、下田間鐵道遠成ノ請願 (委員長報告)

第三十六 (特別報告第三六號) 唐津、呼子間鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)

第三十七 (特別報告第三七號) 苦前、瀧ノ上間鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)

第三十八 (特別報告第三八號) 田中、茅野間省營自動車運輸開始ノ請願 (委員長報告)

第三十九 (特別報告第三九號) 白鳥、大野間省營自動車運輸開始ノ請願 (委員長報告)

第四十 (特別報告第四〇號) 富良野、下金山間省營自動車運輸開始ノ請願 (委員長報告)

第四十一 (特別報告第四一號) 旭川、蘆別間及旭川、上雨野間省營自動車運輸開始ノ請願 (委員長報告)

第四十二 (特別報告第四二號) 別列、瀧川間省營自動車運輸開始ノ請願 (委員長報告)

第四十三 (特別報告第四三號) 福山港ヲ指定港灣ニ編入ソノ他ニ關スル請願 (委員長報告)

第四十四 (特別報告第四四號) 下田港擴張計畫樹立ニ關スル請願 (委員長報告)

第四十五 (特別報告第四五號) 小名濱港ノ修築並災害防止工事施行ニ關スル請願 (委員長報告)

第四十六 (特別報告第四六號)官廳事務ノ簡素化ニ關スル請願 (委員長報告)

第四十七 (特別報告第四七號)統制經濟再檢討ニ關スル請願 (委員長報告)

第四十八 (特別報告第四八號)請負業者ノ暴利取締ニ關スル請願 (委員長報告)

第四十九 (特別報告第四九號)市街地及宅地ノ國家管理ニ關スル請願 (委員長報告)

第五十 (特別報告第五〇號)戰災ニヨル住宅復興促進ノ請願 (委員長報告)

第五十一 (特別報告第五一號)砂川町、新十津川村間ノ石狩川ニ橋梁架設ノ請願 (委員長報告)

第五十二 (特別報告第五二號)宇和、三島間道路開鑿ノ請願 (委員長報告)

第五十三 (特別報告第五三號)岩瀨川ニ堤防建設ニ伴フ水利權付與ノ請願 (委員長報告)

第五十四 (特別報告第五四號)交通ノ統一ニ關スル請願 (委員長報告)

第五十五 (特別報告第五五號)歲末ニ際シ防犯強化ノ請願 (委員長報告)

第五十六 (特別報告第五六號)北海道ノ國策的開發計畫樹立ニ關スル請願 (委員長報告)

第五十七 (特別報告第五七號)「ラヂオ」放送ノ民主化ニ關スル請願 (委員長報告)

第五十八 (特別報告第五八號)戰災ニヨル電話復舊促進ノ請願 (委員長報告)

第五十九 (特別報告第五九號)原別郵便局ニ集配並電信電話事務開始ノ請願 (委員長報告)

第六十 (特別報告第六〇號)赤澤村農業倉庫前(高田驛前)ニ無集配郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第六十一 (特別報告第六一號)栃木刑務支所内諸施設改善ノ請願 (委員長報告)

第六十二 (特別報告第六二號)中村長八ノ事績ヲ國定教科書ニ載録ノ請願 (委員長報告)

第六十三 (特別報告第六三號)盲及聾啞教育刷新ニ關スル請願 (委員長報告)

第六十四 (特別報告第六四號)乾海苔ニ對スル物品稅撤廢ノ請願 (委員長報告)

第六十五 (特別報告第六五號)國民課稅輕減ノ請願 (委員長報告)

第六十六 (特別報告第六六號)印章ニ對スル課稅撤廢ノ請願 (委員長報告)

第六十七 (特別報告第六七號)戰災者並強制疎開者ニ對スル不動產取得稅免除ノ請願外一件 (委員長報告)

第六十八 (特別報告第六八號)浮浪者救濟ニ關スル請願 (委員長報告)

第六十九 (特別報告第六九號)伊豆半島ニ國際的娛樂及住宅地區設定ノ請願 (委員長報告)

第七十 (特別報告第七〇號)都鄙物資ノ交流ニ關スル請願 (委員長報告)

第七十一 (特別報告第七一號)兒童ニ衣料配給ノ請願外一件 (委員長報告)

第七十二 (特別報告第七二號)自轉車用タイヤ増配ノ請願 (委員長報告)

第七十三 (特別報告第七三號)自轉車ノ増産ノ關スル請願 (委員長報告)

第七十四 (特別報告第七四號)漆及楮ノ増産助成ニ關スル請願 (委員長報告)

第七十五 (特別報告第七五號)主食ノ供出方法其ノ他ニ關スル請願 (委員長報告)

第七十六 (特別報告第七六號)農家手持ノ過剩甘藷ニ對スル緊急措置ノ請願 (委員長報告)

第七十七 (特別報告第七七號)木炭等ノ生産費補助ニ關スル請願 (委員長報告)

第七十八 (特別報告第七八號)蠶蠶業ノ指導獎勵ニ關スル請願 (委員長報告)

第七十九 (特別報告第七九號)桑樹増殖ノ請願 (委員長報告)

第八十 (特別報告第八〇號)蠶絲業者ノ協同組合設立ニ關スル請願 (委員長報告)

第八十一 (特別報告第八一號)奈良尾漁港修築ニ關スル請願 (委員長報告)

第八十二 (特別報告第八二號)越廼村ニ漁港築設ノ請願 (委員長報告)

第八十三 (特別報告第八三號)伊東漁港修築並擴張ニ關スル請願 (委員長報告)

第八十四 (特別報告第八四號)鳥取縣ニ於ケル漁港修築促進ニ關スル請願 (委員長報告)

第八十五 (特別報告第八五號)川尻漁港修築ノ請願 (委員長報告)

第八十六 (特別報告第八六號)岩戸漁港修築ノ請願 (委員長報告)

第八十七 (特別報告第八七號)逢坂村ニ漁港築設ノ請願 (委員長報告)

第八十八 (特別報告第八八號)淀江漁港修築ノ請願 (委員長報告)

第八十九 (特別報告第八九號)御來屋漁港修築ノ請願 (委員長報告)

第九十 (特別報告第九〇號)大羽尾漁港修築ノ請願 (委員長報告)

第九十一 (特別報告第九一號)泊漁港修築ノ請願 (委員長報告)

第九十二 (特別報告第九二號)浦富漁港修築ノ請願 (委員長報告)

第九十三 (特別報告第九三號)御崎漁港修築ノ請願 (委員長報告)

第九十四 (特別報告第九四號)宇野村ニ漁港築設ノ請願 (委員長報告)

第九十五 (特別報告第九五號)鳥取縣網代漁港改修ノ請願 (委員長報告)

第九十六 (特別報告第九六號)田後漁港修築ノ請願 (委員長報告)

第九十七 (特別報告第九七號)酒津漁港修築ノ請願 (委員長報告)

第九十八 (特別報告第九八號)赤碓漁港修築ノ請願 (委員長報告)

第九十九 (特別報告第九九號)野内村大字久栗波ニ停車場設置ノ請願 (委員長報告)

第一百 (特別報告第一〇〇號)熱海市ニ於ケル三停車場ノ署名變更ノ請願 (委員長報告)

第一百 (特別報告第一〇一號)河内盤船驛ノ停車場回數增加ニ關スル請願 (委員長報告)

第一百二 (特別報告第一〇二號)万ヶ塚驛ニ貨物取扱開始ノ請願 (委員長報告)

第一百三 (特別報告第一〇三號)上字和驛並上老松驛ニ貨物取扱開始ノ請願外一件 (委員長報告)

第一百四 (特別報告第一〇四號)大杉驛ノ貨物ホーム擴張ニ關スル請願 (委員長報告)

第一百五 (特別報告第一〇五號)國東半島循環鐵道敷設促進ノ請願 (委員長報告)

第一百六 (特別報告第一〇六號)桃ノ川、彼杵間鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)

第一百七 (特別報告第一〇七號)伊東線電化促進ノ請願 (委員長報告)

第一百八 (特別報告第一〇八號)四條險、木津間電化促進ノ請願 (委員長報告)

第一百九 (特別報告第一〇九號)木之本、金居原間省營自動車運輸開始ノ請願 (委員長報告)

第一百十 (特別報告第一一〇號)大栃線ヲ岡ノ内マテ延長ノ請願 (委員長報告)

第一百十一 (特別報告第一一一號)自家用貨物自動車ノ活用ニ關スル請願 (委員長報告)

第一百十二 (特別報告第一一二號)柳井港修築助成ノ請願 (委員長報告)

〔報告書は省略、意見書は追つて別冊に掲載〕

○中野實吉君登壇
請願特別報告につきまして、請願委員會の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

請願委員會は十一月二十六日第一回總會を開きました。それで委員長に不肖中野、それから理事に石原君、小川原君、細田君、青木君、白木君、井上君、菊地君、香川君が當選しました。そして總會を開くこと三回、各件とも紹介議員の熱心なる説明を聴いて、政府當局の意見を質しました。受理件数は百二十五件、採擇になつたのが百十五件、政府送附が五件、取り下げになつたのが四件、審査未了が一件であります。その取り下げたのはどういふわけかという、これは簡單ですから申し上げますが、海外引揚者に甘請をもつて酒をつくらせるようにしてしまつたといふのが四件でありまして、これには大蔵省の方でも反對である。また海外引揚者ばかり甘請で酒をつくらせて、ほかの引揚者でない、前から國に居るお互いが、一層酒を愛するの、それがつくられないといふのは片手落ちだからいかぬ、これは取り下げた方がよからうといふので取り下げました。もう一つの取下げは、山形縣の鶴岡と葉合の間に、川の土手に省營の電車敷設してもらいたいといふのであるが、これはなか／＼無理な請願であるよであつたから、取り下げたらよからうといふので取り下げた。それから請願の中に、大阪の洞内製船廠に停車の回数を餘計にしてもら

いたといふのがあつたが、これは政府の營業では、既に停めておるので、毎回停めておるのに、また停めておるといふことはおかしい。既に停めておるのにまた停めたならば、あまり進まないではないかといふ、松田政務次官からの逆襲を食つたのであります。こゝういふことでは、ちよつと請願委員會の方でも困るから、この次ぎ請願を出す時は、よほど議員諸君は紹介に氣をつけてもらいたい。まず珍らしいのは、これくらいのものであります。そこで請願に現われた世相を見ますと、食糧増産の意味でありまして、漁港の増築、修築の請願が非常に多い。これは結局陸上の畑や田の方では増産がなか／＼むずかしいから、この廣い海に進出して、そして魚をどつさり獲つて食糧の補足をしようといふ意味だらうと思つておる。この請願の趣旨から言つても、漁港の増築、修築は焦眉の急である。すなわちこれは二十四件であります。そういう世相が見えます。それから浮浪者の處置、これについては、その邊に浮浪者がおるといふことはみつともないから、どうか國の名譽のために、しつかりやつてもらいたいといふ請願、それから海外同胞の引揚げに全力を盡くしてもらいたいといふ請願がありました。それから鐵道の貨車が不足であるからこれも増してもらいたい。それから省營バスも運轉させる。これが主であつたのであります。それらがちよつと目立つた請願であります。これで世相がよくわかりましたのであります。内容については各方面にわたつておりますので、審査の

経過を詳細に申し上げると、二時間三時間もかかりますから、どうか速記録を御覧願ひます。

以上をもつて請願委員會の結果の報告といたします。どうぞ御審議の上に御採擇を切望いたします。これで終ります。(拍手)

○議長(山崎猛君) 請願日程第一乃至第百十二の各請願は、委員長報告通り採擇するに御異議ありませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(山崎猛君) 御異議なしと認めます。よつて各請願は委員長報告通り採擇するに決しました。(拍手)

○山口喜久一郎君 議事日程變更の緊急動議を提出いたします。すなわちこの際建議案日程第一乃至第三十六の三十六案を繰上げ一括上程し、その審議を進められんことを望みます。

○議長(山崎猛君) 山口君の動議に御異議ありませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(山崎猛君) 御異議なしと認めます。よつて日程の順序は變更せられました。

建議案日程第一、亞炭救國に關する建議案はか三十五件を一括して議題といたします。建議委員長報告を求めます。建議委員長宮澤才吉君。

第三 京都府北桑田郡知井村、船井郡下和知村間に省營自動車運行人に關する建議案(大石ヨシエ君提出)(第三號) (委員長報告)

第四 國立觀光院設置に關する建議案(吉田セイ君提出)(第四號) (委員長報告)

第五 外務省内に國際婦人親善協會設置に關する建議案(吉田セイ君提出)(第五號) (委員長報告)

第六 保健託児所設置に關する建議案(吉田セイ君提出)(第六號) (委員長報告)

第七 志布志線北郷驛、宮崎間鐵道建設即時着工に關する建議案(伊東岩男君外五名提出)(第七號) (委員長報告)

第八 宮崎縣兒湯郡川南村に宮崎農林專門學校綜合農場設置に關する建議案(鹿島透君外五名提出)(第八號) (委員長報告)

第九 宮崎縣林專門學校の大學昇格に關する建議案(鹿島透君外五名提出)(第九號) (委員長報告)

第十 宮崎縣に國立開拓研究所設置に關する建議案(鹿島透君外五名提出)(第十號) (委員長報告)

第十四 内務省の直營により小丸川改修工事速成に關する建議案(伊東岩男君外二名提出)(第十四號) (委員長報告)

第十五 富島、樺葉、南郷間省營バス運行に關する建議案(伊東岩男君外五名提出)(第十五號) (委員長報告)

第十六 東京、山形間の準急行列車を秋田迄延長に關する建議案(和崎ハル君外五名提出)(第十六號) (委員長報告)

第十七 老幼婦女子に下着用綿布類及び緯線の特配要望に關する建議案(和崎ハル君外四名提出)(第十七號) (委員長報告)

第十八 農漁村電話建設補助促進に關する建議案(伊東岩男君外五名提出)(第十八號) (委員長報告)

第十九 國鐵宮崎、小林線建設促進に關する建議案(川野芳滿君外五名提出)(第十九號) (委員長報告)

第二十 大都市の大學、高等專門學校地方分散に關する建議案(田原春次君外六名提出)(第二十號) (委員長報告)

第二十一 戰爭犠牲者急遽救護徹底に關する建議案(山下ツギ君外一名提出)(第二十一號) (委員長報告)

第二十二 上野驛地下道その他における浮浪者の急遽救済に關する建議案(和崎ハル君外十三名提出)(第二十二號) (委員長報告)

第二十三 労働大學設置に關する建議案(吉田セイ君提出)(第二十三號) (委員長報告)

第二十四 東京、山形間の準急行列車を秋田迄延長に關する建議案(和崎ハル君外五名提出)(第十六號) (委員長報告)

第二十五 富島、樺葉、南郷間省營バス運行に關する建議案(伊東岩男君外五名提出)(第十五號) (委員長報告)

第二十六 東京、山形間の準急行列車を秋田迄延長に關する建議案(和崎ハル君外五名提出)(第十六號) (委員長報告)

第二十七 老幼婦女子に下着用綿布類及び緯線の特配要望に關する建議案(和崎ハル君外四名提出)(第十七號) (委員長報告)

第二十八 農漁村電話建設補助促進に關する建議案(伊東岩男君外五名提出)(第十八號) (委員長報告)

第二十九 國鐵宮崎、小林線建設促進に關する建議案(川野芳滿君外五名提出)(第十九號) (委員長報告)

第二十四 主食配給量の切、グラム併用撤廃に関する建議案（吉田セイ君提出）（第二十四號）

第二十五 省營バス並びにトラック運轉増強に関する建議案（葉師神岩太郎君外九名提出）（第二十五號）

第二十六 愛媛縣南宇和郡總督部川改修工事國營移管に関する建議案（葉師神岩太郎君外九名提出）（第二十六號）

第二十七 大都市衛生施設の完備と農芥等の肥料化並びに燃料化に関する建議案（三木キヨ子君提出）（第二十七號）

第二十八 鹽増産に関する建議案（吉田セイ君提出）（第二十九號）

第二十九 清酒委託醸造制度實施に関する建議案（中野武雄君外八名提出）（第三十號）

第三十 大淀川上流地帯の水害對策促進に関する建議案（川越博君外五名提出）（第三十一號）

第三十一 鐵道大學設置に関する建議案（最上英子君提出）（第三十三號）

第三十二 青森醫學專門學校を醫科大學に昇格の上青森市に存置に関する建議案（山崎岩男君外五名提出）（第三十四號）

第三十三 關門トンネル國道工事續行に関する建議案（石崎千松

君外一名提出）（第三十五號）

第三十四 茨城縣西茨城郡七會村國有林伐採に関する建議案（菊池豊君外一名提出）（第三十六號）

第三十五 土山町、大原市場間省營自動車運轉開始に関する建議案（今井耕君提出）（第三十八號）

第三十六 信樂町より雲井、上田上村、瀬田町を経て石山驛に通ずる省營自動車線開通に関する建議案（今井耕君提出）（第三十九號）

報告書及び議案は追つて別冊に掲載

○宮澤才吉君 只今議題となりました建議案の委員會における審査の経過並びにその結果について、簡潔に御報告申し上げます。

今議會に提出されました建議案は總數三十九件でありまして、前議會の百七十五件に比し、その二割強にしか過ぎないという少數であります。これは一つには會期が短いせいであり、また一つには、議員各位が建議の趣旨に鑑み、その權威のために、提出案件について慎重を期された證左であると申されるのであります。各建議案の審査に當りましては、それら提出者の出席説明を求めました上、これに對する政府の所見を質すとともに、委員より質策を行ったのであります。

委員會は前後五回にわたつて開催いたしました。毎回平均議案九件を議題

として、慎重に審議を盡くしますとともに、理事會を開くこと三回、もつて議事の進行並びに議案の取扱ひについて過誤なきを期したのであります。

審議の経過は、三十九件中三十六件は可決し、殘餘の三件は審議未了と相なつた次第であります。質疑應答の詳細にわたりましたは、速記録について御覽を願うことといたしまして、こゝでは總括的に、議案並びにその審議の模様をさわめて簡単に御報告申し上げます。

第一は、河川道路の改修、省營バスの運行、鐵道の敷設促進等、十四件に及ぶ交通運輸に関する建議案でありまして、戰時中に放置されがちであつた交通運輸の脈絡を改修確保し、もつて地方文化の向上進歩、産業の開發増産をはからんとするものであります。これらの建議案に對しましては、政府は國庫財政及び資材の許す限り十分善處する旨、意見の關係がありました。

第二は、學校研究所の設置並びに昇格、地方分設等、八件に及ぶ教育研究に関する建議案であります。都市と農村との文化の均霑、教育民主化の徹底等を期するものでありまして、政府よりは、教育制度全般の問題と、財政の緩急に應じ、期待に副いたる旨の答辯がありました。

第三は鹽、清酒、衣料、燃料等、物資の需給に關する六件に及ぶ建議案でありまして、緊急部門に對する優先的補償乃至配給を要するものであります。これらに對しましては、政府は可能なる限り助成を行いたい旨の答辯がありました。

第四は、厚生施設、民生安定等に關するもの三件でありまして、政府はそれぞれ實情に應じて適切なる施策を講ずるとの答辯がありました。

なお他に國際親善、通信、その他に關するものが五件ありましたが、以上各建議案は、いずれも民意を適切に反映いたしました。國民の言わんと欲する所を遺憾なく表明したものでありまして、今議會の建議案は、その數においても、内容においてもまことに慎重であるとともに、建議の重要性を増加したと信じます。政府はこれら建議案に對しましては、その趣旨を十二分に諒承されるとともに、院議を尊重してその實現に萬全の努力を盡くさるゝよう、委員長としてこの壇上より強く要望いたしておきます。なお審議未了となりまして三議案は、種々問題がありまして採決を延期いたしました次第であります。

以上をもちまして、建議委員會の審議の顛末の御報告を終ります。何卒委員長の報告通り御賛成あらんことを希望いたします。（拍手）

○議長（山崎猛君） 只今議題となりました建議案三十六件は、いずれも原案を可決したものであります。右建議案を一括して採決いたします。この三十六件は、いずれも委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

○議長（山崎猛君） 御異議なしと認めます。よつて各建議案はいずれも委員長の報告通り決しました。（拍手）

○山口喜久一君 この際暫時休憩せられんことを望みます。

○議長（山崎猛君） 御異議なしと認めます。よつて暫時休憩いたします。

午後三時四分休憩

午後五時五十九分開議

○議長（山崎猛君） 休憩前に引續き會議を開きます。

○山口喜久一君 日程第二はこれを延期せられんことを望みます。

○議長（山崎猛君） 山口君の動議に御異議ありませんか。

○議長（山崎猛君） 御異議なしと認めます。よつて日程第二は延期するに決しました。

諸君、第九十一回帝國議會は本日をもつて終了いたしました。きわめて限られたる期間ではありましたが、皇室典範を初め、憲法附屬の重要法案を議了いたしましたことは、民主日本の基礎を一段と強化したものと確信いたします。（拍手）會期を終るに當り、諸君連日の御勞苦に對し謹んで感謝の意を表するとともに、今後の御奮闘を祈つてやみません。閉院式の御日取りは、仰せ出され次第衆議院公報をもつて御通知いたします。これにて散會いたします。（拍手）

午後六時一分散會

【參照】

本期議會における議案請願及び質問の總數及び結果

政府提出議案十九件

豫算案 五件 可決

法律案 十四件 可決

内

官報號外 昭和二十一年十二月二十六日 衆議院議事速記録第十八號 亞炭救國に関する建議案外三十五件

二三

議員提出議案 五十件

法律案 三件

内

二件 可決

一件 未決

上奏案 一件 可決

建議案 三十九件

内

三十六件 可決

三件 未決

決議案 五件

内

二件 可決

一件 否決

二件 未決

重要動議 二件 可決

請願受理件數 百二十五件

内

特別報告 百十五件 採擇

特種報告 五件 政府參考送付

取下許可 四件

審査未了 一件

質問 四件

緊急質問 四件 口頭答辯

一、今二十五日参考として政府に送付

した請願書は次ぎの通りである。

自動車取締令ノ一部改正ニ關スル

請願 一通

退藏通貨ノ再封鎖ニ關スル請願

一通

青年禁酒法制定反對ノ請願

二通

酒精工場ヲ燒酎醸造ニ轉用ノ請願

一通

定價 一部 七十錢

發行所

東京都千代田區市ヶ谷本村町
電話九段五三一
振替東京一九〇〇〇〇圖書課